
記者資料提供（令和元年10月31日）

地方独立行政法人神戸市民病院機構

法人本部経営企画室総務課 藤原、鴨川

TEL：078-940-0155

神戸市立医療センター中央市民病院事務局総務課 小林、阿部

TEL：078-302-4463

職員の懲戒処分について

処分案件（免許停止中の運転）

（1） 被処分者 神戸市立医療センター中央市民病院 看護師（29歳 女性）

（2） 処分内容 出勤停止1か月

（3） 処分年月日 令和元年10月31日

（4） 処分理由 被処分者は、令和元年5月24日午前10時38分頃に神戸市灘区内の道路における免許の効力停止中の運転により、令和元年8月9日に略式命令による罰金刑（罰金30万円）を受けた。

このような行為は、医療従事者としての自覚・品格に欠けるものであり、病院職員としてはもちろん、社会人として許されるものではない。また、患者や市民からの期待を大きく裏切るものであり、当機構の品位と信用を著しく失墜させるものであることから、上記の処分を行ったものである。